# Mr. Hunt リース契約約款

## 第1条 (目的)

本約款は、株式会社ゼウス(以下「ゼウス」といいます。)が、ゼウスのクレジットカード決済サービス(以下「決済サービス」といいます。)を利用する加盟店(以下「加盟店」といいます。)に対し、クレジットカード等の決済をするための決済端末「Mr. Hunt」(以下「本端末」といいます。)を賃貸する(以下「本リース」といいます。)にあたり、ゼウスと加盟店の権利義務関係を定めることを目的とします。

## 第2条 (本契約)

- 1. ゼウスは、本端末を加盟店に賃貸し、加盟店はこれを借り受けるものとします。
- 2. 加盟店は、ゼウスから本端末を借り受けるに当たり、ゼウスとの間で本約款に基づく契約(以下「本契約」といいます。)を締結するものとします。
- 3. 本契約は、加盟店がゼウスに対してゼウス所定の本契約の申込書を提出し、かつゼウスがこれを受けて、加盟店に賃貸する本端末(以下「本物件」といいます。)を利用するにあたり必要な、クレジットカード加盟店審査の通過を加盟店に対し通知することにより、審査結果通知日に成立します。なお、本物件の物件名は、本物件発送時にゼウスが加盟店に交付する納品書に記載されます。
- 4. 本契約の申込書においては、当該本契約に関する以下の各号に掲げる事項その他必要な事項を記載するものとします。
  - (1) 申込日
  - (2) 本リースのリース料(以下「リース料」といいます。)及び再リース期間(第19条第2項に定義します。)におけるリース料(以下「再リース料」といいます。)
  - (3) 本物件を利用する場所、責任者
  - (4) その他の特約事項
- 5. ゼウス及び加盟店は、リース料又は再リース料を変更する必要が生じた場合、変更後の内容について書面で合意するものとします。ただし、ゼウスは、加盟店に対して文書にて通知することにより、リース料又は再リース料を減額することができるものとします。
- 6. 本契約は、本規約に定める場合を除き、契約期間中に解除することはできません。

## 第3条 (引渡し)

- 1. ゼウスは、本物件を本契約の申込書記載の納入場所に納入し、加盟店は物品の納入から、次項以下に定める引渡しの時まで、善良な管理者の注意義務により、自己の負担で本物件を保管するものとします。
- 2. 加盟店は、本物件の納入後直ちに検査を行い、種類、品質又は数量その他本契約の内容との不適合(以下「契約不適合」といいます。)のないことを確認したときは、遅滞なくゼウスに対して検収が完了した旨の通知をし、当該通知日(以下「検収完了日」といいます。)をもって本物件が引き渡されたものとします。
- 3. 前項の検査により契約不適合を発見したときは、加盟店は直ちにゼウスに通知するとともに、 ゼウスとの間でこれを解決し、契約不適合が解決した後は、前項に定める検収が完了した旨の 通知をするものとします。
- 4. 納入日から5営業日以内(最終日は12:00までとします。但し、納品書に検収期限の記載がある場合は、それに従うものとします。)に加盟店からゼウスに対して検収が完了した旨の通知のないときは、本物件に対する検収が完了したものとみなします

#### 第4条 (本物件の利用及び保管に関する義務)

1. 加盟店は、前条による本物件の引渡しを受けた時より、本物件を本契約の申込書記載の利用場所において利用することができます。但し、加盟店は、本契約に従い、善良なる管理者の注意

をもって、本物件を利用、保管及び管理し、通常の用法に従い利用しなければならないものと Lます

- 2. ゼウスは、自己が本物件の所有権を有する旨の標識(以下「所有権標識」といいます。)を本物件に貼付し、又は加盟店をして貼付させることができるものとします。加盟店は、リース期間(以下、特段の記載がない限り、再リース期間を含みます。)中、本物件に貼付された所有権標識を維持しなければなりません。
- 3. 加盟店は、本物件の利用、保管及び管理に関し、以下の事項を遵守することを誓約します。
  - (1) 本物件の利用に関し、ゼウスの指示に従うこと
  - (2) ゼウスから本物件のソフトウェアのアップデート等に関する指示があった場合、速やかに対応すること
  - (3) 本契約に特段の定めがある場合を除き、本物件に関する問い合わせ、及び通知はゼウスに対し行うこと
  - (4) 本物件の所有権が加盟店にはなく、加盟店がゼウスより貸与を受けた端末であることを認識し、これに反する行為を行わないこと
  - (5) 本物件の管理状況等について確認するため、ゼウスから資料の提出又は立入調査を求められた場合、これに応じること
  - (6) 前各号に定める他、本契約の規定を遵守するために必要な事項を遵守すること

## 第5条 (リース料及び支払方法)

- 1. 加盟店は、ゼウスに対し、本契約の申込書記載のリース料(再リース期間中にあっては再リース料と読み替えるものとします。本条以下同様とします。)を支払うものとします。
- 2. 加盟店は、前項に定めるリース料を、本申込書に書かれた支払方法に則り、以下のとおり支払うものとします。
  - (1) 支払方法が「クレジットカード」の場合
  - リース料を、クレジットカード決済により支払います。ゼウスは、本物件の検収完了日の属する月の翌々月 10 日を初回決済日とし、以後毎月 10 日にリース料をクレジットカード決済します。なお、10 日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に決済するものとします。
  - (2) 支払方法が「月次相殺」の場合
  - リース料を、ゼウスの決済サービスに係る加盟店の売上債権から差し引くものとします。ゼウスは、当月のリース料につき、翌々月以降に加盟店に振り込むこととなる加盟店の売上債権から差し引き、ゼウスの決済サービスの契約の定めに従い、差し引き処理を行った後の振込代金を振り込みます。
- 3. 前項の定めに関わらず、ゼウスが銀行振り込みを指定した場合は、加盟店は、ゼウスが指定する銀行口座に請求書記載の期限までにリース料を振り込む方法により支払います。銀行口座に振り込む場合の振込手数料は加盟店の負担とします。
- 4. リース料以外に本契約に基づき加盟店がゼウスに負担する金銭債務の支払いについても、前二項に定める支払い方法で支払うものとします。
- 5. ゼウスは、加盟店がゼウスに対して負担するリース料及びその他の金銭債務と、加盟店が別途 利用するゼウスの決済サービスに関するゼウスの加盟店に対する支払金額とを、対当額で相殺 できるものとします。なお、加盟店は、当該相殺をすることはできないものとします。

## 第6条 (本物件にかかる諸費用の負担)

加盟店は、前項に定めるリース料のほか、本物件の利用、管理等に関する以下の各号に定める 費用を負担するものとします。

- (1) 本物件を利用するための電気料金
- (2) 本物件に含まれない消耗品の購入にかかる費用
- (3) 本物件を通常とは異なる方法で利用したことにより生じた本物件の交換費用(ゼウスへの本物件の返却に関する送料等の費用を含みます。)

(4) その他本物件の利用に関し発生する一切の費用

#### 第7条 (遅延損害金)

ゼウスは、加盟店が本契約に関連するゼウスに対する金銭債務の全部又は一部の支払を遅延したときは、加盟店に対し、年 14.6%の割合による遅延損害金を請求することができるものとします。

#### 第8条 (物件の保守)

- 1. 加盟店は本物件を十分に利用できる状態に保つため、必要な保守、点検及び整備を行わなければなりません。
- 2. 本物件に異常又は故障が発生した場合、加盟店は、速やかにゼウスの指定する保守会社(以下「保守会社」といいます。)へ連絡の上、当該保守会社の指示に従うものとします。また、交換等のために本物件を保守会社指定の住所に返却する場合、返還にかかる費用は加盟店で負担するものとします。
- 3. 加盟店は、本物件の修理、交換を保守会社以外の者にさせてはならないものとします。
- 4. 本物件が故障した場合に、その故障が、加盟店の通常の利用に伴う損耗・減耗による故障又は火災、塩害、地震、津波、高潮、洪水、水害、暴風雨、落雷及びその他の天災地変による故障である場合は、ゼウスは保守会社をして本物件を無償で交換するものとし、交換費用はゼウスが負担します。但し、その故障が加盟店の通常の利用に伴う損耗・減耗の範囲を越えたことに起因するとゼウスが判断した場合(以下の各号による故障を含みますが、これに限りません。)の交換費用は、加盟店の負担となります。この場合、加盟店は、ゼウスからの請求に従い、交換費用を支払うものとします。
  - (1) 本契約又は本端末のマニュアル等にて禁止されている利用態様等の不適切な利用又は保守会社以外の者による本物件の改造、加工が原因の故障
  - (2) 落下等の事故による故障
  - (3) その他の加盟店の故意又は過失による故障
- 5. 1 回目の再リース期間中に本物件が加盟店の通常の利用に伴う損耗・減耗により故障した場合は、第 19 条第 2 項の定めに関わらず、当該本物件のリース期間の更新は次の再リース(当該本物件の2回目の再リース)までが限度となります。
- 6. 本条の定めに従い、本物件を交換した場合は、本契約の物件名は、交換品と同時に封入されている納品書に記載されたものに変更されますが、それ以外の本契約の内容は変更されないものとします。

## 第9条 (本物件の滅失・毀損)

- 1. 本物件の引渡しから返還までに、ゼウスの責によらない事由により生じた本物件の滅失、毀損 その他一切の危険については加盟店の負担とし、加盟店はゼウスに対して、リース期間中に支払うべきリース料の残額を損害金として直ちに一括して支払うものとします。
- 2. 前項の支払がなされた場合、本契約は終了します。

## 第10条 (通知義務)

加盟店は、加盟店の所在地、連絡先、その他ゼウスに届け出た事項に変更がある場合、遅滞なくゼウスに通知するものとし、加盟店が当該通知を怠ったことにより、加盟店に損害が生じた場合でも、ゼウスは責任を追わないものとします。

## 第11条 (禁止事項)

加盟店は、その名目、理由ないし手段の如何を問わず、ゼウスの事前承諾なしに、次の各号に 該当する行為をしてはならないものとします。

(1) 本物件をゼウスが指定したクレジットカードその他の決済サービスに利用する以外の目的

で利用すること

- (2) ゼウスから提供を受けた時点の本物件の設定を変更すること (第4条第3項1号若しくは2号によるゼウスからの指示又は保守会社からの指示に基づく場合を除きます。)
- (3) 本物件に記録されている情報を他に漏らすこと
- (4) 本物件を改造、加工等してその原状を変更すること、又はリバースエンジニアリングを行うこと
- (5) 本物件に貼付してある端末機種を特定するための銘板、シール等を剥離又は汚損すること
- (6) 本物件に登録されている加盟店又は端末の識別情報の登録、変更又は消去を行うこと
- (7) 本物件を本契約の申込書記載の利用場所から移動させること
- (8) 本物件の占有を第三者に移転すること
- (9) 本物件を他の不動産又は動産に付合させること
- (10) 本物件を加盟店及び加盟店への代金支払目的の顧客以外の者に利用させること
- (11) 本契約における当事者たる地位又は権利を第三者に譲渡すること
- (12) 第三者に対し本物件の貸与、転貸、譲渡、担保の差し入れ、処分等を行うこと
- (13) ゼウス又は保守会社の商号、ロゴその他のサービスマークを使用すること
- (14) 前各号に定める他、ゼウス又は保守会社に損害を与える行為

## 第12条 (利用の停止)

- 1. ゼウスは、加盟店が本契約に違反し、又はゼウスが不適当と判断したときは、加盟店に事前に 通知することなく直ちに本契約に基づくサービスを停止し、本物件の返還を請求することがで きるものとします。
- 2. 前項に定める決済サービスの停止中であっても、加盟店はリース料の支払義務を免れないものとします。

#### 第13条 (免責)

- 1. 本物件に契約不適合があった場合でも、本契約に別段の定めのない限り、ゼウスは一切の責任を負わないものとします。
- 2. 本物件又はその設置、保管及び利用によって加盟店又は第三者が損害を受けたときは、ゼウス の故意又は重過失に起因する場合を除き、ゼウスは何らの責任を負わず、加盟店の責任と負担 で解決するものとします。
- 3. 本物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権又は著作権その他の知的財産権に抵触 することによって生じた損害及び紛争について、ゼウスは一切の責任を負わないものとします。

## 第14条 (損害賠償)

- 1. 加盟店は、本契約に違反したことにより、ゼウス又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償 の責めを負うものとします。
- 2. 加盟店が本契約に違反したことにより、ゼウスが保守会社に対して損害の賠償を行った場合、加盟店は、ゼウスに対してその全額を支払うものとします。

## 第15条 (秘密保持)

- 1. 加盟店は、本契約の内容及び本契約の締結又は履行に関連してゼウスより秘密として開示又は 提供された情報(保守会社の情報を含み、以下、あわせて「秘密情報」といいます。)を、第 三者に開示又は漏洩してはならないものとします。但し、以下の各号に該当するものについて は、秘密情報から除外するものとします。
  - (1) 提供若しくは開示の時点で、既に一般に公知となっていた、又は、既に知得していたもの
  - (2) 提供若しくは開示を受けた後、自己の責めに帰せざる事由により公知となったもの
  - (3) 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの

- (4) 裁判所の命令、監督官公庁、金融商品取引所若しくは金融商品取引業協会の規則又はその他法令・規則の定めに従い、開示を命じられたもの
- (5) 相手方から第三者への開示につき書面による承諾を得たもの
- 2. 加盟店は、ゼウスから提供又は開示された秘密情報を本契約の目的を達成するためにのみ使用 し、それ以外の目的に使用しないものとします。
- 3. 本条の規定は、本契約終了後1年間は有効に存続するものとします。

#### 第16条 (解除)

- 1. ゼウスは、加盟店が次の各号のいずれかに該当するときは、加盟店に対する何らの通知催告等の手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。
  - (1) 本契約に違反し、相当期間を定めて催告したが改善がなされなかったとき
  - (2) 本契約に基づく債務を期日までに履行しないとき
  - (3) 本契約の申込みにあたって、虚偽の事項を届け出たことが判明したとき
  - (4) 支払停止、支払不能に陥ったとき、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生 手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があったとき
  - (5) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - (6) 公租公課の滞納処分を受けたとき
  - (7) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれ があると認められるとき
  - (8) 不正、不当な営業活動を行う等してゼウス又は保守会社の名誉・評判・信用・利益等を 損なったとき
  - (9) ゼウス又は保守会社に対する著しい背信行為があったとき
  - (10) 所在が不明になったとき
  - (11) 本物件で利用している決済サービスの契約に違反し又は当該契約に定められている解除 事由に該当したとき
  - (12) 前各号の他、本契約の解除を相当とする事由が発生したとき
  - (13) その他、本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき
- 2. 前項各号の事由のいずれかが発生した場合、本契約の解除の有無にかかわらず、加盟店はゼウスに対して負担する一切の債務につき期限の利益を喪失し、直ちに全ての債務を履行するものとします。
- 3. 本条又は第 17 条に基づき本契約が解除されたときは、加盟店は、リース期間中に支払うべき リース料の残額を損害金として直ちに一括して支払うものとします。
- 4. 本条による本契約の解除は、ゼウスから加盟店に対する損害賠償の請求を妨げないものとしま す。
- 5. 加盟店は、第1項による本契約の解除により損害を被った場合であっても、ゼウスに対して当 該損害の賠償を請求することはできないものとします。

## 第17条(反社会的勢力の排除)

- 1. 加盟店は、ゼウスに対し、自己及び自己の役員等が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらの者を「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認め

られる関係を有すること

- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を 有すること
- 2. 加盟店は、ゼウスに対し、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないこと を確約するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務 を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3. ゼウスは、加盟店が前各項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに加盟店との取引の全部もしくは一部を停止し、又は加盟店との契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。なお、ゼウスは、かかる合理的な疑いの内容及び根拠に関し、加盟店に対して何ら説明し又は開示する義務を負わないものとし、取引の停止又は契約の解除に起因し又は関連して加盟店に損害等が生じた場合であっても、何ら責任を負うものではないことを確認するものとします。
- 4. 加盟店は、自己(自己の役員等を含みます。)が第1項又は第2項の確約に反したことによりゼウスが損害を被った場合、ゼウスに生じたその損害を賠償する義務を負うことを確約するものとします。

#### 第18条 (地位譲渡等)

加盟店は、ゼウスの事前の書面による承諾なしには、本契約に基づく地位及びこれらの地位に 基づき発生する権利義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならないものとしま す。

## 第19条 (リース期間及び再リース)

- 1. 本契約は、その成立した日から効力を有し、リース期間の終了日まで有効とします。
- 2. 初回のリース期間は、本物件の検収完了日から 5 年間とします。但し、加盟店又はゼウスがリース期間満了日の 2 ヶ月前までに文書(電磁的記録による通知を含む)による更新の拒絶を行わないときは、ゼウスと加盟店は、本契約の申込書記載の再リース料をもって、その他は本契約と同条件でリース期間の満了日の翌日から 1 年間リース期間を更新し(これを「再リース」といい、更新された後のリース期間を、以下「再リース期間」といいます。)、以後も同様とします。但し、本物件の再リースは最大 3 回までとします。
- 3. 本契約が終了した場合といえども、第7条(遅延損害金)、第9条(本物件の滅失・毀損)、第11条(禁止事項)、第13条(免責)、第14条(損害賠償)、第15条(秘密保持)、第17条(反社会的勢力の排除)、第18条(地位譲渡等)、第20条(本物件の返還)、第21条(協議事項)、第22条(準拠法)及び第23条(管轄)の規定は、なお有効とします。

## 第20条 (本物件の返還)

- 1. 本契約がリース期間の満了又は解除によって終了したときは、加盟店は直ちに自己の負担で本物件を原状に回復した上で、ゼウスの指定する場所に返還するものとします。
- 2. 加盟店が、リース期間の終了日の翌日から起算して2週間を越えてもなお本物件をゼウスに返還しなかった場合には、加盟店は第9条第1項又は第16条第3項に定める損害金とは別に、不返還に係る損害金として金20,000円をゼウスに支払うものとします。

#### 第21条(協議事項)

本契約の解釈につき疑義が生じた場合、又は本契約に定めのない事項については、ゼウス及び

加盟店は誠意をもって協議解決を図るものとします。

## 第22条 (準拠法)

本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈適用されるものとします。

## 第23条(管轄)

加盟店及びゼウスは、本契約に関する一切の紛争について日本国に専属的な国際的裁判管轄を認め、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意するものとします。

以上